

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022 東北観光フリーパス (東北 6 県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北 6 県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン) 利用約款 令和 4 年 3 月 25 日制定 令和 4 年 10 月 25 日改定 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社 第 1 条～第 3 条 省略 (利用期間及び料金) 第 4 条 本商品の利用期間は、令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 12 月 22 日（木）までとします。ただし、令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 5 月 9 日（月）及び令和 4 年 8 月 9 日（火）から令和 4 年 8 月 17 日（水）までを除きます。なお、連続する最大 2 日間利用可能なプランにおいては、上記のうち、金曜、土曜、日曜及び月曜日並びに次に掲げる日とします。 令和 4 年 7 月 19 日（火）、令和 4 年 9 月 20 日（火）、令和 4 年 9 月 22 日（木）、令和 4 年 10 月 11 日（火） 及び令和 4 年 11 月 22 日（火）から令和 4 年 11 月 24 日（木）	2022 東北観光フリーパス (東北 6 県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北 6 県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン) 利用約款 令和 4 年 3 月 25 日制定 令和 4 年 10 月 25 日改定 令和 4 年 11 月 17 日改定 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社 第 1 条～第 3 条 省略 (利用期間及び料金) 第 4 条 本商品の利用期間は、令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 5 年 3 月 31 日（金）までとします。ただし、令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 5 月 9 日（月）、令和 4 年 8 月 9 日（火）から令和 4 年 8 月 17 日（水）まで及び令和 4 年 12 月 28 日（水）から令和 5 年 1 月 4 日（水）を除きます。なお、連続する最大 2 日間利用可能なプランにおいては、上記のうち、金曜、土曜、日曜及び月曜日並びに次に掲げる日とします。 令和 4 年 7 月 19 日（火）、令和 4 年 9 月 20 日（火）、令和 4 年 9 月 22 日（木）、令和 4 年 10 月 11 日（火）、 令和 4 年 11 月 22 日（火）から令和 4 年 11 月 24 日（木）、 令和 5 年 1 月 10 日（火）、令和 5 年 2 月 22 日（水） から令和 5 年 2 月 23 日（木）及び令和 5 年 3 月 21 日（火）から令和 5 年 3 月 22 日（水）
第 4 条第 2 項～第 9 条 省略 (ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与) 第 10 条 令和 4 年 11 月 7 日（月）から令和 4 年 12 月 22 日（木）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。 2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。	第 4 条第 2 項～第 9 条 省略 (ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与) 第 10 条 令和 4 年 11 月 7 日（月）から 令和 5 年 3 月 31 日（金） までの期間における、月曜日から 金曜日 までの間の日のみを利用期間として申込み、 第 7 条第 1 項 に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。 2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。
第 11 条～第 15 条 省略 附則 この約款は、令和 4 年 10 月 25 日（火）14 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定	第 11 条～第 15 条 省略 附則 この約款は、 令和 4 年 11 月 17 日（木）14 時 から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定

前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 省略

前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 省略